

令和3年度

福岡市教育センター運営委員会

会議資料

日時 令和3年11月4日(木) 午前10時～

福岡市教育センター

# 目 次

1	概要	1
2	事業計画	
(1)	研修講座の企画・実施	1
(2)	派遣研修の実施	1
(3)	研修指導員等による指導・支援	2
(4)	授業力向上支援センターにおける教育情報の提供	3
(5)	デジタルコンテンツの推進	3
(6)	教育の情報化の推進支援	3
(7)	研究推進の支援	3
(8)	研修員等による調査研究	4
	【資料1】令和3年度 校内研究推進校	5
	【資料2】令和3年度 教育センター研究協力校	6
3	各係の課題	
(1)	管理係	7
(2)	研修企画係	7
(3)	研究支援係	8
4	条例・規則	
(1)	福岡市教育センター条例	9
(2)	福岡市教育センター条例施行規則	9

## 教育センター



○所在地	福岡市早良区百道三丁目10番1号
○建物構造	鉄筋コンクリート 4階建
○延床面積	7,825㎡
○敷地面積	6,480㎡
○設置年月日	昭和24年5月7日(教育研究所) 昭和57年2月1日(教育センター)

### 1 概要

教育センターは、教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び教育関係職員の研修等を行うことを目的として設置され、信頼に応え得る教職員を育成するために、教職員の資質・能力の向上・活性化を図る研修・研究を充実させることを方針とし、研修事業、及び調査研究事業を実施しています。

研修事業では、教職員の指導力向上をめざし、経験年数・職能・課題に応じた研修講座を実施しています。

調査研究事業では、学校現場の支援として、校内研究推進事業や教育センター研究協力事業のほか、学校訪問・来所相談での指導・助言を行っています。また、授業力向上支援センターにおいて、教育情報の提供や指導・助言を行っています。さらに、各種派遣研修、研修員等による調査研究、教育の情報化の推進を行っています。

### 2 事業計画

#### (1) 研修講座の企画・実施

##### <目的>

教職員の指導力向上の充実を図り、福岡市学校教育を支える人材育成を推進し、福岡市教育の充実・発展に寄与します。

##### <内容>

「教職員の指導力向上を図るために、それぞれのキャリアステージやニーズに応じて研修を受講できるように、研修内容を整理し、研修講座を構築する」という編成方針の下、経験年数・職能・課題に応じた研修講座を企画・実施します。

研修講座の編成は、以下のとおりです。令和3年度は、講座の一部を変更（延期等）しています。

#### ○経験年数研修

教職員の経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修

初任者研修（1、2、3）年次、6年次研修、中堅教諭等資質向上研修を実施しています。

#### ○職能研修

職能に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修

校長、副校長・教頭、事務職員、常勤講師や非常勤講師等の職種に応じた研修や人権教育担当者や特別支援学級教員、研究主任、SSW、小学校理科担当者等の役割に応じた研修を実施しています。

#### ○課題研修（学習指導）

教科・領域に関する専門的知識・技能を習得し、学習指導力の向上を図る研修

英語授業の高度化に対応した「中学校英語授業改善研修」、新学習指導要領全面实施に対応した「プログラミング教育ブラッシュアップセミナー」、「道徳授業力 ブラッシュアップセミナー」等を実施しています。

#### ○課題研修（その他）

今日的課題等を取り上げ、学校教育の充実を図る研修

教育の動向に沿った内容や特別支援教育、教育相談、各種教育等、様々な教育の課題に応じた研修を実施しています。

#### ○福岡市教師道場

ベテランの知識・技能や指導力の継承及び若手・中堅の人材育成等を目的とした研修

「情報活用能力 スキルアップ道場」「小学校各教科等スキルアップ道場」「イングリッシュキャンプ」等の教員としての指導力向上のための研修を実施しています。

#### (2) 派遣研修の実施

##### ① 教職員等中央研修

##### <目的>

学校経営力向上のための高度で専門的な知識等を習得させ、各地域の中核となる校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等を育成します。

<内容>

学校組織マネジメント、教育政策の諸動向、リスク・マネジメント、カリキュラム・マネジメント等

<派遣状況>

令和2年度（中止）、令和3年度（6人）

## ② 英語教育海外派遣研修

<目的>

当該国の教育活動への参加や実生活を通じて確かな知識の習得及び指導力の向上を図るとともに、その成果を教育委員会が実施する研修等に活用し、本市英語教育の充実を図ります。

<内容>

英語教育に関する実践的な研究、派遣国の学校での授業実践、教育制度・社会状況に関する情報収集等

<派遣状況>

令和2年度（中止）、令和3年度（中止）

## ③ 国立特別支援教育総合研究所派遣研修

<目的>

障がいのある児童生徒の教育を担当する教職員を対象に、特別支援教育に関する専門的知識及び技術を深め、指導力の向上を図るとともに、その成果を教育委員会が実施する研修内容に生かし、福岡市特別支援教育の一層の充実を図ります。

<内容>

特別支援教育に関する講義、演習、研究協議、実地研修、課題研究等

<派遣状況>

令和2年度（中止）、令和3年度（2人）

## ④ 福岡市立高等学校教員長期研修

<目的>

学校教育の場を離れ、幅広い知見と豊かな人間性の習得をめざし、これからの学校教育に必要な教員の資質や指導力の向上を図ります。

<内容>

調査研究部門と企業等社会体験部門のいずれかを選択

<派遣状況>

令和2年度（1人）、令和3年度（1人）

## (3) 研修指導員等による指導・支援

研修指導員等が、指導に課題がある教職員に対して指導・助言を行い、指導力向上を図ります。

### ① 指導に課題がある教職員に対する取組

ア 研修指導員等（元校長：嘱託員）による全学校訪問

<内容>

研修指導員等が、全学校を訪問し、校長から、教職員の教科指導や学級経営などの指導の状況を聴取します。

イ 指導に一部課題がある教職員に対する支援

<対象>

教科指導や学級経営などの指導において、一部課題がある教職員

<内容>

校長の要請に応じて、研修指導員が、授業やコミュニケーションなど個々の課題に応じた指導を実施します。（最長6日間）

ウ 指導に著しい課題がある教職員に対する支援

<対象>

教科指導や学級経営などの指導において、著しい課題がある教職員

<内容>

校長の要請に応じて、研修指導員を中心に、研修・研究課及び教育委員会事務局担当課が連携し、個別指導を実施します。（最長1年間）

エ 指導が不適切な教職員に対する支援（指導改善研修）

<対象>

知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に著しい課題があり、指導が不適切な教職員

<内容>

研修指導員が、教育センターにおいて、教科指導や生徒指導、学級経営等に関する研修、社会体験研修などを実施します。（1年間：最長2年間）

### ② 体罰等の不祥事を起こした教職員に対する取組（特別研修）

<対象>

教育現場において体罰等の不祥事を起こした教職員

<内容>

研修指導員が、教育センターにおいて、服務・倫理研修を実施します。

(4) 授業力向上支援センターにおける教育情報の提供

学校運営や学級経営、授業づくり等を支援し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

① 教育関係図書等

教育関係図書、教育関係資料を収集、保管し、教育実践に役立つ情報の提供を行います。

○教育関係図書、教育関係資料の収集、保管、展示、貸出

○教科書の保管、展示

② 視聴覚教材

視聴覚教材を収集、保管し、学校における校内研修や授業づくりに役立つ情報の提供を行います。

○教育関係VTR、DVDの収集、保管、展示、貸出

③ スクールFネットによる教育情報の提供

授業づくりに役立つ学習指導案、研究紀要、動画等の提供を行います。

○教育用イントラネット内の支援ネットによる学習指導案、研究紀要等の提供

<利用者数・保有数・貸出数>

(令和3年3月31日現在)

	令和2年度
来所者数	5,166人
ネット利用者数	1,270人
図書蔵書数	32,493冊
教育資料保有数	16,348冊
VHS保有数	2,581本
DVD保有数	376本
学習指導案(福岡市)	5,404本
学習指導案(福岡市外)	2,121本
図書・教育資料貸出数	1,669冊
VHS・DVD貸出数	58本

(5) デジタルコンテンツの推進

福岡市教員育成指標に基づき、以下の研修効果を高めるためのデジタルコンテンツを作成・編集し、配信を行います。

① 経験年数研修・職能研修等における研修資料

② 日々の授業や校内研究に資する授業づくりの資料や授業動画等の指導資料

③ その他、研修・研究に関するコンテンツ

(6) 教育の情報化の推進支援

ICT環境の整備に伴い、教員のICT活用指導力を向上させるため、以下の施策を実施し、全市のICT教育推進に寄与しています。

① 経験年数や職能、課題に応じたICT活用研修講座の実施

② 校内活用の推進

各学校におけるICT活用リーダー及びサブリーダーに対して外部の専門講師によるICT指導力向上研修を実施。

③ 自主的に研修できる環境の整備

いつでも視聴可能な動画マニュアルサイトを用意。

④ プログラミング教育研究の実施

⑤ 長期研修員による1人1台端末を活用した授業研究

(7) 研究推進の支援

① 校内研究推進校への支援

<目的>

福岡市の教育課題及び各学校の教育課題の解決を図るために、全ての学校において、校内研究の充実と教員の授業力向上をめざしています。

<内容>

新学習指導要領の趣旨及び「第2次福岡市教育振興基本計画」や「学校教育指導の重点」等に基づき、各学校の児童生徒の実態に応じた研究主題を設定し、授業を通じた実践的研究を進めています。

<方法>

○全ての学校のうち、ローテーションによりグループから2校が対象校となります。2年間を研究期間として、2年目に全学級の授業公開と協議会を行っています。令和3年度は、2年目の学校が、授業動画コンテンツを作成して、オンラインでの協議会を実施します。

○小学校21グループ、中学校10グループ、特別支援学校1グループ、高等学校1グループの合計33グループを構成しています。

○研究期間中は予算措置を講じるとともに、教育センターの指導主事等が継続的に校内研究を推進するための指導助言にあたっています。

② 教育センター研究協力校への支援

<目的>

福岡市喫緊の課題や教科領域等の先進的教育課題の解決を図るために、学校と教育センターが協力してその方途を探り、福岡市教育の振興・充実

をめざしています。

<内容>

新学習指導要領の趣旨及び「第2次福岡市教育振興基本計画」や「学校教育指導の重点」等に基づき、教科領域等の先進的な課題解決の方途について、学校と教育センターが協力して、授業を通じた実践的研究を進めています。

<方法>

○年度毎に協力校を2～4校決め、主題、研究構想、推進計画等を教育センターと学校が協議を重ねながら研究を推進しています。

○研究期間は2年間とし、その間は予算措置を講じるとともに、教育センターの指導主事等が継続的に協議及び指導助言にあたり、2年目に全市に向けて授業公開と協議会を行っています。

### ③ 学校への支援（学校訪問、来所相談）

<目的>

各学校の校内研修・校内研究・授業研究等に対し、学校訪問による指導助言及び来所相談に必ず指導助言を行い、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、各学校の研修・研究の充実を図っています。

<内容>

○校内研修会・校内研究会・授業研究会等での指導助言（学校訪問）

○校内研修・校内研究・授業等に関する指導助言、指導上の悩みに関する指導助言（来所相談）

○配慮を要する児童生徒に対する支援に関する指導助言（学校訪問・来所相談）

### ④ 教育実践研究

<目的>

新しい教育課題に関する先進的研究や日々の教育実践の改善のために、学校の実態及び児童生徒の発達段階と特性を十分考慮して、成果をあげた教育実践研究を広め、教職員の資質向上と福岡市教育の振興に役立つようにしています。

<内容>

○教育実践論文

教育課題・研究課題について、確かな理論のもとに仮説を立てて検証し、その結果と考察から課題解明をめざしています。

・教育指導

・学校経営・運営

○教材・動画等

教員が自作した教材・動画等を募集し、全市の教員が授業や授業づくりなどに活用できるようにしていきます。

### (8) 研修員等による調査研究

#### ① 研修員による調査研究

長期研修員による調査研究は、「第2次福岡市教育振興基本計画」の具現化や福岡市喫緊の教育課題の解決に向けた調査研究を行い、具体的方途を提言するとともに、教育専門職員としての資質と指導力の向上をめざすことを目的として実施しています。

令和2年度は、長期研修員14名が、指導主事に指導を受けながら、各研究室で調査研究を進めました。

年度末に研究成果物として、コンテンツを作成し、配信しました。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研究発表会は中止。）

令和3年度の長期研修員による調査研究の研究領域等は、以下のとおりです。

・ICT活用指導力向上（4名）

・各教科等でのICTを活用した指導方法の開発・研究（6名）

・人権教育（2名）

・特別支援教育（1名）

#### ② 指導主事による調査研究

福岡市における教育課題並びに福岡県、九州地区、指定都市及び全国の教育研究所連盟等の共同研究課題を解明するため、指導主事等による調査研究を行い、その成果は刊行物を通じて公表します。

・指定都市教育研究所連盟関係

・全国教育研究所連盟関係

・九州地区教育研究所連盟関係

・福岡県教育研究所連盟関係

【資料1】令和3年度 校内研究推進校

	学校名	授業公開期日	研究領域等	研究主題・副主題
1	住吉中学校	9月17日(金)	ユニバーサルデザイン	主体的に学ぶことができる児童生徒の育成 ～ユニバーサルデザインに基づく、「シンプル」「ビジュアル」「シェア」の工夫を通して～
2	飯原小学校	9月24日(金)	国語	自分の考えを豊かに表現する国語科学習指導の研究 ～単元を貫く言語活動・確かに読む力を育てる発問・ICT活用の工夫を通して～
3	有住小学校	9月24日(金)	生活・理科	見方・考え方を働かせながら、身近な自然に主体的に関わる子どもの育成 ～「命のカリキュラム」を構成する生活・理科の学習を通して～
4	高取中学校	9月24日(金)	道徳	道徳的な実践的意欲や態度を高める授業づくり ～多様な考えをもとに話し合う活動の工夫を通して～
5	百道浜小学校	10月1日(金)	国語・社会	他者と関わりながら、自分の考えを確かにしていく子どもを育成する国語科・社会科学習の研究 ～問いの設定と対話活動の工夫を通して～
6	内野小学校	10月8日(金)	算数	児童が主体的に学ぶ算数科学習の授業づくり ～意図的に位置付けた交流活動を通して～
7	長丘中学校	10月8日(金)	授業改善	「21世紀型能力」の育成を目指した生徒の育成 ～自ら考え、表現し、判断することができる授業を通して～
8	赤坂小学校	10月13日(水)	生活・総合	『赤坂』に学び、『赤坂』をつくる子どもの育成 ～資質・能力を高める学習指導法～
9	田隈中学校	10月13日(水)	カリキュラムマネジメント	自ら学び、考え、行動できる生徒の育成 ～読解力を身につけ、ともに課題解決する授業改善を通して～
10	東光中学校	10月13日(水)	探究学習	探究の実現力の育成 ～各教科の単元計画を工夫した『学び合い』学習を通して～
11	大楠小学校	10月22日(金)	算数	学ぶ楽しさを実感することができる算数科学習指導 ～「教えて考えさせる授業」を取り入れた学習過程の工夫を通して～
12	三苦小学校	10月27日(水)	算数	主体的に考え、深い学びを実現する算数科学習指導の研究 ～思考の可視化と交流活動の工夫を通して～
13	壱岐中学校	10月27日(水)	授業改善	共に高め合い、確かな学力を身につけた生徒の育成 ～学習意欲が高まり、達成感がもてる授業作りを通して～
14	青葉中学校	10月27日(水)	授業改善	ICTを活用した協働的な学習の試み ～「オクリンク」「ムーブノート」やデジタル教科書等の効果的な活用を通して～
15	柏原中学校	11月12日(金)	学び合い	誰一人見捨てない、考えを伝え合える生徒の育成 ～「学び合い」を通して、「わかる」「できる」を実感する授業の工夫～

	学校名	授業公開期日	研究領域等	研究主題・副主題
16	城南中学校	11月12日(金)	授業改善	思考力・判断力・表現力の向上をめざした授業の工夫 ～学び合いを通じた授業改善の視点から～
17	城原小学校	11月16日(火)	規範意識	望ましい規範意識を育てる教育活動の創造 ～「自己決定」「承認」「有能感」を満たす「城原小パッケージ」を中心とした学校指導体制の工夫を通して～
18	千早小学校	11月19日(金)	体育	運動の楽しさや喜びを味わうための資質・能力が育つ体育 科学習の在り方 ～「ともに」学ぶ学習過程や場・用具の工夫を通して～
19	千代小学校	11月19日(金)	国語	説明的な文章を確かに読むことができる国語科学習 ～文章の構造を意識しながら読む学習過程を通して～
20	馬出小学校	11月22日(月)	生活・社会・生単	人・もの・ことへの見方・考え方を働かせ、深く学ぶ子ども の育成 ～社会科・生活科・生活単元学習における対話活動の工夫 を通して～
21	席田小学校	11月26日(金)	算数	主体的に数学的活動に取り組む子どもの育成 ～三つの段階における対話を生む工夫を通して～
22	金山小学校	11月26日(金)	国語	ことばを大切に自分の読みを創る児童を育てる国語 科学習指導法 ～学習過程の中に文章・他者・自己との対話活動を位置付 けることを通して～
23	鶴田小学校	12月3日(金)	カリキュラム マネジメント	学ぶ達成感を味わう子どもの育成 ～付けたい力を明確にし、単元・授業構成を工夫した『単 元デザイン』の作成を通して～
24	住吉小学校	12月10日(金)	ユニバーサル デザイン	主体的に学ぶことができる児童生徒の育成 ～ユニバーサルデザインに基づく、「シンプル」「ビジュアル」 「シェア」の工夫を通して～
25	西都小学校	1月19日(水)	算数	主体的に考える児童の育成 ～学びの過程に応じた4つの働きかけの工夫を通して～
26	姪浜小学校	1月28日(金)	算数	数学的な思考力・表現力を育てる算数科学習指導 ～交流活動の工夫を通して～

【資料2】令和3年度 教育センター研究協力校

	学校名	授業公開期日	研究領域等	研究主題・副主題
1	弥永小学校	10月15日(金)	小小連携	未来への憧れや将来の目標を抱き、実現するために自ら前 進していく子どもの育成 ～小小連携による職員間交流と共通実践を通して～
2	弥永西小学校	10月15日(金)	小小連携	未来への憧れや将来の目標を抱き、実現するために自ら前 進していく子どもの育成 ～小小連携による職員間交流と共通実践を通して～
3	能古島小中 学校	10月29日(金)	教育課程	豊かな人間力を育む教育課程の工夫 ～小中一貫教育における本校の特色を生かした4つの柱 を通して～



### 3 各系の課題

#### (1) 管理係

##### ① 本館施設・設備の延命化について

本館（昭和57年2月竣工、平成27年度に耐震工事実施済）は、竣工から39年を経過しており老朽化や設備の機能低下等が急速に進んでいるため、様々な設備更新・関連工事を進めているところである。今後も、計画的な修繕や設備の取替等を行い、維持管理に努めていく。（アセットマネジメント導入による市有建築物の耐用年数目標は、原則として60～70年とされている）

##### ② 適切な施設利用のあり方について

新型コロナウイルス感染症対策として研修室利用人員を制限している中、令和3年度中に福岡市給食公社外4団体が移転してくることとなっており、また令和4年度には夜間中学も施設内に開校予定である。

オンラインでの研修実施が定着しつつあるとはいえ、研修室利用が逼迫していくことが見込まれるため、それぞれの研修室の機能見直しも含めた教育センターの適切な施設利用について改めて検討する必要がある。

#### (2) 研修企画係

##### ① 経験年数研修・職能研修の在り方について

福岡市教員育成指標を基に、教員として身に付けるべき資質・能力を育成するために、経験年数研修（初任者研修1年次、初任者研修2年次、初任者研修3年次、6年次研修、中堅教諭等資質向上研修）及び校長研修、教頭研修、教務研修、養護教諭研修、栄養教諭研修等の職能研修の内容方法を改善していく。

・令和3年度実施講座総数…161講座377回（当初計画）

##### ② 新しい生活様式を踏まえた魅力ある研修講座の企画・運営

喫緊の教育課題やGIGAスクール構想、教職員のニーズ等を考慮しながら、研修講座の講師選定や研修内容・研修形態の改善・充実を図り、魅力ある研修講座を企画・運営していく。

特に研修形態は、子どもと向き合う時間の確保及び業務改善の観点から、研修の目的や内容に応じて、オンライン研修（双方向型・オンデマンド型）の実施を検討していく。

##### ③ 指導に課題がある教職員に対する支援

現在、当課の研修指導員（6名）が学校に配置された研修指導教員（3名）、巡回研修指導教員（11名）と連携して、全225校を分担し、授業参観や面談等を通して、指導に課題がある教職員に対する支援を行っている。大量採用が続いている状況を踏まえ、今後、よりきめ細やかな支援を実施していく。

### (3) 研究支援係

#### ① 校内研究推進校への支援について

平成24年度に始めた校内研究推進事業は、平成29年度から学校種別のグループでローテーションを組み直し、7年に1度の授業公開を行ってきた。令和2年度をもって校内研究推進事業を終了する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の授業公開を一部、令和3年度に延期した。令和3年度をもって、校内研究推進事業を終了し、令和4年度以降における新たな事業について、さらなる各学校の授業力及び学校の組織力の向上に資する研究支援を進めていく。

#### ② 教育センター研究協力事業の在り方について

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の授業公開については、令和3年度へ延期。学力向上に資するICTの推進をはじめ、道徳科、外国語活動・外国語科学習指導、小中連携教育の推進等、本市喫緊の課題を解決する先進的な研究となり得るように、新たな校内研究推進事業とともに教育センター研究協力事業を拡充する方向で現在検討している。

#### ③ 研修員による調査研究について

新型コロナウイルスの影響により、令和2、3年度の非常勤研修員による調査研究については、実施していない。新学習指導要領の全面実施及び第2次福岡市教育振興基本計画の策定に伴い、各学校のニーズに応じた持続可能な研究内容となるよう、長期研修員及び非常勤研修員による調査研究を進めていく。また、教員の若年化にも対応した調査研究の進め方も検討していく。

#### ④ 研究発表会の在り方について

1年間の研究内容や成果が、参加者をはじめ、学校により伝わるような方法や新しい生活様式を考慮した参加方法、運営を目指して、教育センター研究発表会の改善を図る。

#### ⑤ 教育の情報化の推進支援について

教員のICT活用指導力の向上を図るために、指導主事及び長期研修員が校内研修を支援している。令和3年度については、各学校のリーダー・サブリーダーを対象にGoogle専門の外部講師による研修を実施。受講したリーダー・サブリーダーにより、各学校のICT校内研修を充実させ、教員一人一人のICT指導力向上を図っている。また、学校訪問やオンラインによる研修動画、活用実践交流等により各学校の活用推進を支援している。学校がその後継続して取り組めるようにするための支援について検討している。さらに、教員の自主的なICT研修を支援するため、動画マニュアルサイトを視聴可能にしている。

#### 4 条例・規則

##### (1) 福岡市教育センター条例

昭和32年3月30日  
福岡市条例第24号

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うことを目的として、教育センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福岡市教育センター
- (2) 位置 福岡市早良区百道三丁目

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育及び社会教育に関する専門的、技術的事項の調査研究
- (2) 教育関係職員の研修
- (3) 教育相談
- (4) 視聴覚教育に関する資料の収集、保管及び供用
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 センターに所長及び研究員を置く。

2 センターは、前項に定めるもののほか、事務職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の職員は、市立学校教職員をもつてこれにあてることができる。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

##### (2) 福岡市教育センター条例施行規則

昭和32年4月9日  
教育委員会規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、福岡市教育センター条例(昭和32年福岡市条例第24号)第5条の規定に基づき、福岡市教育センター(以下「センター」という。)の

組織運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターの事務を行うため、センターに次の課及び係を置く。

人材育成課  
管理係  
研修企画係  
研究支援係  
(事務分掌)

第3条 センター及び課の事務分掌は、次のとおりとする。

人材育成課

- (1) センター内の連絡調整に関すること。
- (2) センターの施設設備の維持管理に関すること。
- (3) 研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 調査研究の実施、学校における研究の支援に関すること。
- (5) 教育情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 学校その他の教育機関との連絡に関すること。

(所長、課長及び係長)

第4条 センターに所長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査を置く。

3 所長、課長、係長及び主査は、職員のうちから命ずる。

4 所長、課長及び係長は、上司の命を受けてセンター、課又は係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 主査は、上司を助けて特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(主任指導主事等)

第5条 前条の職員のほか、専門的事務を担当させるため、センター及び課に所要の主任指導主事、指導主事及び研究員(以下次項、第3項及び次条第1項において「主任指導主事等」という。)を置く。

2 主任指導主事等は、職員のうちから命ずる。

3 主任指導主事等は、上司の命を受けて専門的事務を処理する。

(課員等)

- 第6条 課長，係長，主査及び主任指導主事等のほか，センター及び課に所要の職員を置く。
- 2 前項の職員は，上司の命を受けて分担する事務を処理する。
- 第7条 前条の職員がその直属の上司として指揮命令を受ける職員は，課長が係長について定める。
- 2 前条の職員の事務分担は，課長の承認を受けて係長又は主査が定める。
- （職務権限の代行）
- 第8条 所長に事故がある場合又は所長が欠けた場合において特に事務取扱者を命じないときは，課長がその所掌する事務について所長の職務権限を代理して行う。ただし，重要又は異例な事務については，教育次長の指揮を受けなければならない。
- 2 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において特に事務取扱者を命じないときは，係長，主任指導主事又は主査がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし，重要又は異例な事務については，所長の指揮を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により所長又は課長の職務権限を代理して行う者がいないときは，所長の職務権限は教育次長が，課長の職務権限は所長が行う。

（勤務）

- 第9条 センター職員の勤務については，福岡市教育委員会事務局職員の例による。
- （運営委員会）
- 第10条 センターに運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。
- 2 委員会は，所長の諮問に応じセンターの運営について意見を述べる。
- 3 委員会の委員は，30人以内とし，次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 市立学校の校長
  - (2) 市立学校の教員
  - (3) 福岡市社会教育委員
  - (4) 学識経験者
  - (5) 市教育委員会事務局職員
- 4 前項の委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- （委任）
- 第11条 この規則の施行に関し必要な事項は，教育長が定める。